

# 議会運営委員会記録

1. 期日 令和5年2月15日(水) 開会 13時30分  
閉会 14時33分
2. 場所
3. 議題 ①令和5年第1回二宮町議会定例会の運営について  
②その他
4. 出席者 野地委員長、小林委員、一石委員、小笠原委員、松崎委員、古谷委員、  
善波委員、根岸議長  
事務局 二見事務局長、黒石庶務課長、寺口副主幹  
執行者側 総務部長、総務課長、庶務人事班長  
傍聴議員 6名  
一般傍聴者 0名
5. 経過  
議長あいさつ

---

## ① 令和5年第1回二宮町議会定例会の運営について

- 委員長 大沼副委員長がまだいらしていないが、定刻になったので議会運営委員会を開会する。令和5年第1回二宮町議会定例会の運営について議題とする。執行者側より説明をお願いする。
- 総務課長 令和5年第1回二宮町議会定例会上程議案について、説明させていただく。配布されている二宮町議会定例会上程議案説明資料をご覧ください。令和5年第1回二宮町上程議案説明資料に基づく説明。議案等の発送は、令和5年2月20日月曜日の午前中を予定している。
- 委員長 事前審査にならない程度での質疑に入る。質問のある方どうぞ。特にないようなので議事及び会期日程案について、事務局よりお願いする。
- 局長 令和5年第1回二宮町議会定例会議事及び会期日程案資料に基づく説明。
- 委員長 局長より説明があった中で協議を要する事項について、委員の皆さまで協議をしていただく。陳情審査案件から意見を賜る。すでに委員の皆さまに資料が配布されていると思うが「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」が提出されてい



総務部長 教育部局でこの件についての法的根拠や、学校における何らかの考え方を示すことが町として難しいと考える。

一石 教育部局は見たりしていないのか。それは総務部局の判断ということか。

委員長 今回の陳情については議会に対する陳情である。事務局から答えていただきたいがよろしいか。

局長 先ほど総務部長から国レベルでの話で、学校教育に係わる部分かもしれないが取り扱い云々については、教育関係の教育福祉常任委員会で審査をしていただく形になると思うが、そういう部分から考えると、そこに出席させていただいたとしても見解を示すのがなかなか難しい状況かと思われるので、担当部局の出席は難しいと考えている。

委員長 今回の陳情だが空・水・土の安全の保障を求める陳情ということで、所管としてはその他で総務建設経済常任委員会に付託するという決まりがあって、現在総務になっている。もし今の一石委員の教育的な配慮ということであれば、当然教育福祉常任委員会での審査になるが、今回の陳情は安全の保障を求める陳情である。したがって、一石委員から意見があったが審査は総務建設経済常任委員会だと思うので、今のところ総務建設経済常任委員会の審査ということで、改めてご理解頂ければと思う。

古谷 一般的にこれは国政に係わる内容である。私自身この内容を教育として何か手助けができればと、一議員として思っているが、これについては市町村ではなく国である。一般的にそういうものに対して意見書を出すのは、好ましくないという意見が出ている。ただし横須賀市で自分のところの軍港所の意見は出してよいという例があるので、議論して何らかのことはしてあげたいが本来の所管を守ることが必要ではないかと思っているので、できたら机上配付で本当に必要であれば議員提出議案で、意見書提出を行えばよい。これが素晴らしいということであれば、議員提出議案で出していただければよいのではないかと思う。

委員長 ただいま古谷委員から机上配付でよいのではないかとのことだった。他に意見がある方がいればどうぞ。特になければ賛否で多数決を取らせていただく。委員の方に限るのでご了承願う。陳情に上がっているこの件について、総務建設経済常任委員会に付託して審査をするべきだと思われる方は挙手をお願い

いする。3名である。古谷委員のおっしゃる通り机上配付で、必要とあれば議員提出議案というかたちもあるということである。机上配付という方は挙手をお願いする。3名である。同数であるので委員長採決とさせていただく。この陳情については机上配付とさせていただく。先ほど局長から日程の説明があった。3月1日教育福祉常任委員会終了後、総務建設経済常任委員会とあるが審査する議案等がない。総務建設経済常任委員会は開会しないということになるが、委員長はいかがか。何かあればということで発言していただく。

小笠原

当初の予定だとこの陳情を審査した後に総務建設経済常任委員会として、この先の調査研究のテーマを決める正式な委員会を持ちたかった。陳情はなくても、正式の総務建設経済常任委員会を開催していただきたいがいかがか。

委員長

今小笠原委員から総務建設経済常任委員会を、予定通り開催したいとのことだが皆さまご異議ないか。異議なしと認める。本来であれば委員会審査は総務建設経済常任委員会を行って、その後に教育福祉常任委員会という流れであるが、今回の場合陳情と条例ではないので、教育福祉常任委員会を9時半から開催し、終了後に総務建設経済常任委員会という形にさせていただきたい。その他日程の中でご質問や確認等あったらどうぞ。ないようなので私から一つ確認させていただく。その他日程の1日目の、二宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例だけが即決とされている。即決になるであろうと思われた説明を聞かせていただきたい。

局長

二宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例だが、子ども子育て支援法の一部改正に伴い引用条文の整合を図るため、条文の条項が変わるとということなので即決をお願いをしたいと思う。

委員長

7日目⑬の議会基本条例推進特別委員会の設置だが、ここは空欄になっているので即決をお願いする。その他ないようなので局長の説明の通りの日程、陳情の取り扱いでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

委員長

異議なしと認める。議事及び会期日程はそのように決した。執行者の退席をお願いする。

---

## ② その他

委員長

これより議会側の確認をさせていただく。議会運営委員会では定例会ごとに振り返りを行い、次の定例会につなげていこうと令和4年第4回定例会後に1月11日、1月19日に調査研究会を行いまとめた。まとめた事項は資料の通りである。この件について議会運営委員会で確認をとりたいと思う。議会運営委員会資料に基づく説明。2 全員で共有する事項について内容は皆さんご承知だと思うが、一部復唱する。討論とは「自己の賛成、反対の意見を表明し他の議員を賛同させること」であり、執行者へ対するものではない。注意したい発言、不適切な発言は極力避ける。委員会審査は、先に総務建設経済常任委員会、次に教育福祉常任委員会の順番が基本である。陳情者へ開始時間の約束はしない。ホームページ上も含めてである。しお風よりアンケートがあった。この内容に含むものと承知していただければと思う。陳情審査については、討論に入る前に陳情者に発言できる機会を持たせる配慮も必要である。これは委員長の裁量によって行っていた。発言していただいても議会としては構わない、容認するところと言っている。先例確認の18章2(1)で先ほどテレビ放映日が5日という報告があったが、テレビ放映日について3月と9月を5日と修正したいと思う。これは22日の議会全員協議会において、改めて承認をしていただく事項である。議会運営委員会としては承知をしている内容である。改めて確認させていただく。調査研究会の中では議場はこの部屋のことを言っているが、本会議場と表現を統一して、議場や議事堂は避けるとまとまったかと思うが、よくよく考えてみると果たしてそうかと疑問に思った。これは皆さんで共有していただければよい。たとえば本日議会運営委員会が開催される。場所は本会議場ですでは伝わってなくて、議場ですということで伝わっており、本会議場というのか自分の中で疑問であった。これについて意見を改めていただきたいと思う。ここは本会議場で統一するというところでよろしいか。

庶務課長

会議規則ではここは議事堂と記載されている。

委員長

本会議場でもよろしいが私がじっくりこなかったもので、今確認をしている。参考までに二宮町議会会議規則の参集という項目の、第1条だが議員は招集の当日、会議定刻前に議事堂に参集。これは文言ですから議事堂だが、私たちが使う言葉として教育福祉常任委員会の委員長は、本会議場と表現して、総務建設経済常任委員会の委員長は議場と表現するなど、各委員会の報告がバラバラになっていると町民の方に対して、違う部屋かなとかいう誤解を招くこともあるので、俗称としてでもよいので統一したいのが趣旨である。ご意見がなければ

ばこのままということになる。この部屋は本会議場というのか、議場というのか。

小笠原

下打ち合わせの時に、本会議場という呼び方にしましょうとのことだった。私は二宮町の議会として、本会議場というのが通称になっていると理解している。

委員長

大変失礼した。議場は本会議場と表現を統一し、議場や議事堂は極力避けるという、共通認識を持っていただくようお願いする。

古谷

前にも言ったが議事堂はこの3階のロビーであり、9時半から始まるかという、必ずしも本会議は9時半から始まらない。たとえば人数が定足数を満たさない場合、9時半に議事堂に来なさいという意味なので、本会議場の開催時間とここに召集する時間が実は違う。たまたま一致して9時半になっているが、9時半には議事堂のどこかにいなさいというのが第1条の目的である。議事堂内と本会議場の内容は違う。本会議場か議場かのどちらかであればよい。今本会議場と決めていただいたので、そちらの方でお願いする。

委員長

ただいま古谷委員から説明があった。参集してくださいというのが議会の規則であるが、二宮町議会の議会運営委員会としては会議を開く時間の前に着席する。できれば5分前にはいてほしいというのが、二宮町議会運営委員会の見解であるのでよろしく願います。

小笠原

別の案件だが本日副委員長が参加しておらず、先ほど多数決があった。そのところが後から議事録を読んだ時に分かりにくいと思う。

委員長

今、小笠原委員から大沼副委員長が欠席している中での陳情の取り扱いがあり、大沼副委員長はどうしているのかという質問である。大沼副委員長については仕事が長引いており遅れるとのことだった。時間がはっきりしておらず、何時になるか分からないが向かうとのことだった。出席委員の中で採決の流れかと思っているが、ご了解いただけるか。調査研究会のまとめについて22日の議会全員協議会で、議員の皆さまに報告させていただく。

二つ目だが、予算審査特別委員会の進め方について議会運営委員会でも確認をしておきたいと思い、議題として上げさせていただく。予算審査特別委員会についてはまだ設置されていない。9日に設置されると思われるが、その前に確認させていた

だく。予算審査特別委員会に対して提案をしたいと思い、この時間を使わせていただく。先ほど各委員会は本会議場で行う今までのコロナ禍での状況を踏襲しましょうということをしていました。予算審査特別委員会においてもコロナ禍における前回は、踏襲してやろうと改めて皆さんにお伝えしたいが、規則として9時半から5時までの委員会審査が基本となる。委員の皆さまが平等に質問できるように、一人概ね10分の質問時間を取っていただく。行ったり来たりの一問一答方式で一人10分である。質問を先に全部していただく。要望は質問が終わってからまとめて言う。予定時間が余っている場合等が発生した場合、2巡目、3巡目を同じように行い、皆さまの質問を極力多く受ける状況にする。傍聴議員の扱いが、予定内、予定外でもよいが一人1回3件で終わらせていただきたいというのが、今までの流れである。しかし、それも委員長の采配によるので、時間が押している場合は当然委員が優先され、傍聴議員の発言が行われないうちもあるかもしれないということを進めてきた。先ほど議会運営委員会としては踏襲するということなので、特別委員会設置においてもコロナ禍の配慮をしていただき、公平性を保ちながら進めていただきたいと申し伝えたいと思っているが、これについてご意見等あったらどうぞ。

前田

昨年までは課の持ち時間を変えても2回目、3回目をやらせていただけたと思う。もう一つ傍聴議員の発言だが、各委員会からの委員の数が3名と定められており、委員になりたくてもなれない場合がある。そういったことを考えると最低1回は傍聴議員の発言を、認めていただきたいと思うがいかがか。

委員長

他に意見はないか。今の意見は議会運営委員会の申し入れと合わせてあったということで、予算審査特別委員会には申し上げたいと思っている。予算審査特別委員会が設置されたときに改めて、実際の流れの確認をしていただきたいと思う。委員会での審査の終了後、特別委員会の進め方や質疑の仕方など注意点を含めて皆さんでの意見交換していただき、翌日の委員会審査に反映できるよう、振り返りながらよりよい時間にしていただきたいと思っている。その旨も付け加えさせていただきますと思う。

松崎

まだ結論が出ていなかったようなので確認したいが、予算審査特別委員会の傍聴者の質疑というのは議事録上ないが、それはなかったものという扱いなのか。議員として招集されての発言だから、それなりにそういった発言があったという配慮なのか。結論がまだ出ていなかったと私は思うが、傍聴議

員の発言の取り扱いについていかがか。

委員長

今のご質問に議会運営委員会として答えるならば、予算審査特別委員会もそうだが、総務建設経済常任委員会、教育福祉常任委員会、議会運営委員会においても休憩中の発言は、すべて議事録には載らないという扱いではなかろうかと思っている。以前からそういう言葉を言われていると、なりたくてもなれなかったという議員が実際にいる。その場合は特別委員になられた方に質問をお願いし、確認をしていただくということを今まではしていた。結論から言うと休憩中の発言なので記録は残らないし、残せないと思っているが皆様の見解はいかがか。

小笠原

議事録には載らないルールだが、発言したことの意味がないわけではないし、意味がなくなるわけではない。意味がなくなるのであれば発言する必要がない。傍聴議員の発言を許す必要がない。職員は傍聴議員でもメモを取っていますよね。重みのようなものに関しては違っているけど、その時の職員の資質もあるので一概には言えないが、議員が思いつきで提案しているのではなくて日ごろの活動の中で、しっかり提案していることを職員側は受け止めるものは受け止めて、議事録にはなくても今後の事業運営の中で活かすという動きは、今まであったと思う。傍聴議員でも発言を許していただき、1回でも質問するという形を残しており、そうでなければやる必要はないと思う。

松崎

結論が出ていないような気がするが、こういった問題提起をする背景として、職員の中でも受け止め方がいろいろあり、傍聴議員とのやり取りなので、あれは独り言だと、あれはないんだというふうに言い切る職員も中にはいる。現実問題時間を使って公式の場において発言のやり取りがあるわけで、あれは独り言だからあそこで何を言っても一切の説明責任はないというような扱いにすると、そういう場を与えること自体時間の無駄であり、本当に意味のない時間になってしまう。今話が終わってしまったら、いつまでもグレーのままになってしまう。できれば一歩進んだ位置づけをこの場で確認できればよいと思い、問題提起した。

委員長

他に意見あるか。なければ私の見解をもう一度発言させていただく。議会運営委員会として休憩中の発言に対しての責任は一切持たない、持てないというのが見解である。しかしながら小笠原委員のおっしゃる通り、発言は重いですよという言葉もあった。傍聴議員にも極力発言をさせてあげてくださ

いというのが、小笠原委員の意見だった。したがって今の意見は先ほどと同じで、まだ設置されていないので特別委員会には議会運営委員会としての要望、提案として伝える。しかしながら議会として動いていると休憩中の発言は責任を持ってないので、職員が何を言おうが個人的なお互いの中での言葉となる。それは日ごろの議員活動においても同じだと思っているので、委員会室で言ったから、議場で言ったからというのは少し当てはまらない。日ごろの議員活動の一つであると私は捉えているし、議会運営委員会としてそうであってほしい。皆さまには共通認識をもっていてほしいと思っている。よろしいか。これをもって議会運営委員会を閉会する。

閉会 14 時 33 分